

茨城県立医療大学科目等履修生規程

平成10年1月21日

医療大訓第47号

改正 平成11年12月15日

改正 平成13年 4月18日

改正 平成25年12月18日

改正 平成27年 3月18日

改正 平成29年 4月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則(平成6年茨城県規則第 108 号)第56条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生の入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者
- 2 大学に2年以上在学し 62 単位以上を修得した者
- 3 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- 4 外国において学校教育における 14 年の課程を修了した者
- 5 その他、特に学長が認めた者

(入学の志願)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、入学願書に所定の書類及び茨城県立医療大学授業料等徴収条例(平成6年茨城県条例第 51 号。以下「条例」という。)第2条による入学検定料を添えて、学長の指定した期限内に入学を願い出なければならない。

(入学者の選考等)

第5条 学長は、前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考を行うものとする。

2 学長は、茨城県立医療大学学務委員会規程第3条第4号の規定により学務委員会委員長から提出された資料に基づき、教授会の意見を聴いて合格者を決定するものとする。

3 学長は、前項の合格者が指定の期日までに所定の書類を提出し、条例第2条に定める入学金を納付した場合には、入学を許可するものとする。

(履修期間)

第6条 科目等履修生の履修期間は、入学を許可された当該年度内とする。ただし、2年次にわたり開設される授業科目を履修する場合はこの限りではない。

(履修科目の取消)

第7条 入学を許可された科目等履修生が履修科目の取り下げをしようとする場合には、前期科目については2月末、後期科目については8月末までに願い出なければならない。

2 受講科目が未開講となった場合は、履修登録を取り消すこととする。

(履修許可の取消)

第8条 学長は、科目等履修生として不適当と認められるときは、教授会の意見を聴いて、履修の許可を取り消すことができるものとする。

(単位の認定)

第9条 授業科目の科目責任者は、科目等履修生が履修した授業科目について、試験その他の方法により単位の認定をするものとする。

(諸証明書)

第10条 科目等履修生の単位、在学期間等に関する事項については、本人の請求により所定の証明書を交付するものとする。

(学則の準用)

第11条 学則第16条から第18条まで、第42条、第43条第3号及び第47条の規定は、科目等履修生に準用する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成10年1月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成11年12月15日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年4月18日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年12月18日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月20日から施行する。